

2007年7月26日

経済産業省 商務情報政策局 商務流通グループ
消費経済政策課 パブリックコメント担当 御中

「産業構造審議会消費経済部会特定商取引小委員会中間とりまとめ」に対する意見

日本生活協同組合連合会

増加する一方である悪徳商法から消費者を守るために、標記委員会が短期間内で検討を進め、特定商取引法の改正方向について論点を整理されたことに敬意を表します。

6月27日付の意見募集に基づき、同法がより実効性のある制度となることを求める立場から、以下の意見を提出いたします。

〈 意 見 〉

1. 特定商取引法における消費者団体訴訟制度の導入について

消費者トラブルの解決をはかるために、相談現場でも多用されている特定商取引法に消費者団体訴訟制度を導入することは大きな意義があり、小委員会において制度導入について合意が得られたことを高く評価します。

小委員会での論議を受けて、特定商取引法の民事ルール、取締ルールに関して速やかに制度を導入することが必要です。

(1) 適格消費者団体の認定、更新について

消費者契約法で認定された適格消費者団体は、特段の手続きの必要なく特定商取引法の適格消費者団体として認定されるよう、規定していただきたいと考えます。

(理由)

消費者契約法における適格消費者団体の適格要件は、きわめて厳格で、かつ、認定取消など厳しい処分の規定も設けられています。また、その適格要件は、消費者利益代表性、事業者からの独立性、専門性、業務規定の整備など、特定商取引法の適格消費者団体訴訟制度を担うにも十分だと考えられます。

(2) 適格消費者団体への情報提供について

経済産業省ならびに経済産業省地方産業局、都道府県の有している、消費者トラブル等の相談情報についても、要請に応じて、適格消費者団体に情報提供していただきたいと考えます。

(理由)

消費者団体訴訟制度を運用するにあたって、適格消費者団体は、独自の情報収集活動を行うことになっています。団体自らの情報収集能力を高めることは大切ですが、市場の監視者として、多様なルートから情報を収集できるよう行政としてサポートすることが必要です。

(3) 損害賠償の扱いについて

損害賠償の扱いについて、中間とりまとめで整理されたように、制度の運用状況をみながら、将来的な検討課題と位置付けることが必要です。

2. 指定商品・指定役務制の廃止について

小委員会で委員の大勢の意見であったように、現在の指定商品・指定役務制を廃止することが必要です。また、もし他省庁が業法で事業者規制しているものをネガティブリスト化する場合には、なるべく対象を絞りより広い範囲の商品・役務に対応できるように規定していただきたいと考えます。

(理由)

指定商品・指定役務制を廃止する目的は、制度の抜け穴をふさぎ、規制の後追いを防止することにあります。ネガティブリスト化しても、金融庁・総務省関連などの個別法で定められているものをリストに掲載することになれば、現在問題が拡大しつつある、金融や通信に関わる商品・サービスを対象から除くことになり、事実上、制度の骨抜きとなってしまいます。リスト化にあたっては、消費者の意見も聞きながら検討を行い、なるべく対象を絞るべきだと考えます。

3. 訪問販売について

訪問販売に関する規定について、不招請勧誘（勧誘を拒絶する消費者に対する勧誘）や適合性原則（判断能力の不足した高齢者に対する消費者被害 など）について、議論を先送りせず、来年度の法改正に含められるよう検討をすすめることが必要です。

(理由)

訪問販売による消費者トラブルには、不招請勧誘（不意打ち的な勧誘により消費者が誤認、困惑してしまうケース）によるものや、高齢者など判断能力の不足した者への勧誘が多いと言われています。

これらのトラブルに対応するために、勧誘前の消費者への意思確認や、ステッカー等での消費者の拒絶意思表示の扱いについて、早急に検討をすすめる必要があります。特に、ステッカー等での拒絶の意思表示については、不意打ち的な訪問販売をなかなか断ることができない消費者にとって、非常に有効な手法であると考えます。

判断能力の不足した高齢者等に対する消費者被害については、不当に契約させられた場合の取消権を導入する必要があります。

以上